

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十八号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号ロの表所長及び校長の項の次に次のように加える。

企業立地監	大阪情報センター	上司の命を受け、近畿地方及び中部地方の企業誘致の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
-------	----------	--	----------

別表第二号ロの表イノベーション推進監の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。